

令和2年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について(令和2年4月改正)

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 現場代理人の常駐義務緩和措置

□現場代理人の兼任を認める対象工事

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来たさないよう工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと局が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができることとなっております。令和2年4月1日から、現場代理人の兼任を認める対象工事を拡大します。

【現場代理人の兼任を認める対象工事の拡大】（現場代理人取扱要領第5条第1項）

[改正前]

請負代金額が1件あたり 3,500 万円未満の工事（単価契約によるものを除く。）

[改正後]

請負代金額が1件あたり 3,500 万円未満の工事（単価契約によるものを含む。）



2. 建設業退職金共済制度の加入

□建設業退職金共済証紙購入届の提出が必要な対象工事の変更

建設業退職金共済制度は、「中小企業退職金共済法」に基づいて国がつくった建設業の現場で働く方々のための退職金制度です。（局の予定価格には、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額が諸経費の中に含まれています。）この制度による建設労働者の福祉向上を効果的に図るためには、事業主の制度への加入及び共済証紙の貼付等適正な事務処理の徹底がなによりも重要となるため、同制度の対象従業員を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない場合は、速やかに加入してください。

また、現在、西宮市上下水道局と請負代金額が500万円以上の契約を結んだときは、共済証紙を実際に雇用する人数の日数分を購入し、掛金収納書を添付した所定の用紙の提出が必要ですが、令和2年4月1日から、提出が必要となる対象工事を変更します。

【建設業退職金共済証紙購入届の提出が必要な契約】

[改正前]

請負代金額が1件あたり 500 万円以上の工事

[改正後]

請負代金額が1件あたり 130 万円以上の工事

